

東日本大震災への対応状況

平成23年6月22日

1 職員・家族の安否

(1) 職員については、全員の安全を3月18日に確認した。

(2) 職員の家族の安否及び家屋の被災状況は下記の通り。

①家族死亡又は行方不明の職員 : 13名

②自宅（賃貸含む）の全半壊の職員 : 70名

2 年金事務所等の建物の被災状況及び復旧状況

(1) 被災のあった年金事務所等

27年金事務所、5事務センター、1コールセンター、
3記録突合センター

(2) 被災のあった年金事務所等の復旧状況

被災のあった年金事務所は順次開所し、3月29日に全ての年金事務所が開所した。

（著しい被災のあった石巻年金事務所は、プレハブの仮事務所の設置等により4月18日から通常通りの業務を再開した。その後事務所建物の復旧が完了し6月6日より事務所建物で業務を再開した。）
第3コールセンター、仙台第1・第2記録突合センター、水戸記録突合センターも順次復旧し、4月4日から全ての拠点で業務を再開した。

3 被災状況に配慮した特例措置

被災状況に配慮した特例措置は次の通り。

(1) 国民年金保険法等による特例措置

①厚生年金保険料等の納期限の延長等

②国民保険料の免除

③福島原子力発電所の事故により避難又は屋内退避をしている被保険者に対する国民年金保険料の免除

- ④国民年金保険料の免除申請が遅れたために口座振替により納付された保険料の還付
- ⑤国民年金保険料等の免除申請期限の延長等（予定）
- ⑥障害基礎年金等の支給停止の解除
- ⑦現況届等の取扱い

（２）震災関連特例法による特例措置（５月２日公布、施行）

- ①厚生年金の標準報酬の改定の特例
- ②厚生年金の保険料の徴収の免除の特例
- ③厚生年金基金の掛金等の免除の特例
- ④遺族基礎年金等の支給事由の特例
- ⑤老齢基礎年金等の裁定請求の特例
- ⑥子ども手当（児童手当）の拠出金の免除の特例

４ 被災者の利便性を図るための支援対応

被災者の利便性を図るための支援対応は次の通り。

（１）被災者専用フリーダイヤルの開設

○被災者専用フリーダイヤルの概要

開設期間	４月１１日～９月３０日（予定） 受付時間 ９：００～１７：００（月～金（祝日を除く））
------	--

（２）年金事務所の職員等による出張相談等の実施

４月４日より下記の対応を順次実施している。

- ①市町村と連携した出張相談
- ②労働局等と連携したワンストップサービス
- ③総務省行政評価事務所主催の特別行政相談

５ 被災地への業務支援

被災地の年金事務所等への業務支援については次の通り。

（１）東北ブロック本部への業務支援

本部より３月３１日から５月２０日まで、６名の職員を派遣し、ブロック本部の業務支援を行った。

(2) 被災した12年金事務所への支援

全国の各ブロック本部から4月11日以降職員を派遣し(現在32名)、出張相談等の業務支援を行っている。

(3) 被災した3事務センターへの業務支援

本部及び各ブロック本部より5月16日以降職員を派遣し(現在6名)、年金給付事務(主に裁定請求書の審査事務等)の業務支援を行っている。

6 東京電力・東北電力管内の節電対策の実施

日本年金機構における東京電力・東北電力管内における夏期節電対策の基本方針を策定し節電を実施する。概要は以下の通り。

実施期間	7月1日～9月30日
節電目標	前年比15%以上
主な節電対策	・クールビズの実施(5月～10月) ・施設管理(空調・照明・OA機器・その他機器)による節電 ・ワークスタイルの変革(定時退社の徹底・休暇取得の奨励)による節電 ・システム関係(優先度の低いサーバの停止等)の節電 ・月曜日の年金相談時間延長の休止等

7 義援金の募金活動について

全国の年金事務所等に募金箱を設置し被災地支援の義援金の募金活動を実施した。募金活動期間は3月16日から5月末まで。

1,034万円の募金が集まり日本赤十字社を通じて寄付を行った。

以上